

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 輸出通関関係  第 1 節 輸出申告	第 4 章 輸出通関関係  第 1 節 輸出申告
(輸出申告時の <u>関係書類等</u> の提出)  1-4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときの <u>関係書類</u> の提出の取扱いは以下のとおりとする。	(輸出申告時の <u>提出書類等</u> の提出)  1-4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、 <u>航空貨物で、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)</u> となった輸出申告については、当該輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力し、貨物の保税地域等への搬入前に行われた輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号(例えば、「前」)を朱書きし(貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については朱書き不要)、当該輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付して、その他の輸出申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「輸出申告番号等」という。)を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。
(1) 審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告の場合  航空貨物については、輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力(以下この章において「輸出申告控」という。)し、貨物の保税地域等への搬入前に行われた輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号(例えば、「前」)を朱書きし(貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については朱書き不要)、当該輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び法70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付して、海上貨物については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「輸出申告番号等」という。)を付記して、輸出申告がシステムにより受理され、審査区分が区分2又は区分3となった日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出す	(1) 提出期限  輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ることを求めるものとする。</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸出申告の場合</p> <p>原則として輸出申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸出申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して、提出することを求めるものとし、この場合、イからハまでに掲げる輸出申告の提出期限は、輸出許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）とし、ニに掲げる輸出申告については、税関が提出を求めた場合に提出期限を指定し、提出させるものとする。</p> <p>イ 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸出申告</p> <p>　なお、他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物で、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸出申告を含むものとする。</p> <p>ロ 関税率定率法（明治 43 年法律第 54 号。）（以下「定率法」という。）等の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に特定の書類の提出を必要とされている貨物に係る輸出申告</p> <p>ハ 内国消費税等（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受ける貨物に係る輸出申告</p> <p>ニ その他税関長が特に必要と認める輸出申告</p> <p>(3) 輸出申告控及び添付書類等の提出が省略される輸出申告について、輸出者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却することとなるので留意する。</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1-6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名、申告種別コード及び通関予定蔵置場（当初申告官署の変更を伴う保税地域等に通関予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとす</p>	<p>(2) 提出書類</p> <p>イ 輸出申告控 1 部（航空貨物で書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）のものに限る。）</p> <p>ロ 法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1-6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名、申告種別コード及び通關予定蔵置場（当初申告官署の変更を伴う保税地域等に通關予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとす</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。 なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税関様式 C-5240 号）1 通を提出して行わせるものとする。</p>	<p>る。 なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税関様式 C-5240 号）1 通を提出して行わせるものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸出申告等変更控情報」が配信された場合は、<u>簡易審査扱い</u>（区分 1）であって添付書類等の提出が省略されるときを除き、海上貨物については、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、航空貨物については、訂正後の輸出申告控及び添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸出申告等変更控情報」が配信された場合は、海上貨物については、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、航空貨物については、訂正後の輸出申告控及び添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>
<h3>第 2 節 輸出許可後の訂正</h3> <p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p>	<h3>第 2 節 輸出許可後の訂正</h3> <p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p>
<p>2-2 前項(2)の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」（審査区分が<u>簡易審査扱い</u>（区分 1）の場合は「輸出許可内容変更通知書」）として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が<u>簡易審査扱い</u>（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。この場合において、通関業者等は「輸出許可内容変更通知情報」に表示されている輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。</p>	<p>2-2 前項(2)の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」（審査区分が<u>簡易審査扱い</u>（区分 1）の場合は「輸出許可内容変更通知書」）として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、<u>積込港及び船名に係る変更</u>であって、審査区分が<u>簡易審査扱い</u>（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。この場合において、通関業者等は「輸出許可内容変更通知情報」に表示されている輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。</p>
<h3>第 3 節 特定輸出申告</h3> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p>	<h3>第 3 節 特定輸出申告</h3> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p>
<p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとす</p>	<p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとす</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。この場合、第 1 節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>4－1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>5－1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p>	<p>る。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>4－1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>5－1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)</p> <p>7-3 前項の規定により書類審査扱いとなった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の<u>資料等</u>を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。</p> <p>また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>(本船・ふ中扱い承認申請の変更)</p> <p>7-4 この節 7-1 の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3)本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出</p> <p>上記(2)により申請者に「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」が配信された場合には、当該変更控情報を出力し、必要に応じて変更に係る<u>資料等</u>を添えて通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)</p> <p>7-3 前項の規定により書類審査扱いとなった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の<u>添付書類等</u>を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。</p> <p>また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税關から交付された当該承認書の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>(本船・ふ中扱い承認申請の変更)</p> <p>7-4 この節 7-1 の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通關担当部門に対し変更についての申出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3)本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出</p> <p>上記(2)により申請者に「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」が配信された場合には、当該変更控情報を出力し、必要に応じて変更に係る<u>添付書類等</u>を添えて通關担当部門に提出することを求めるものとする。</p>
第 8 節 マニフェスト等による輸出申告	第 8 節 マニフェスト等による輸出申告

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>8-5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6の規定を準用することとし、この場合、検査扱い（区分3）となった場合を除き、通関担当部門への訂正後の輸出申告控及び添付書類等の提出は求めないものとする。</p>	<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>8-5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6の規定を準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第 12 節 仕入書の提出</p>	
<p>(インボイス情報の登録)</p> <p>12-1 輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告を含む。以下この項において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録が行われた基となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面で提出することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 仕入書の提出</p> <p>(インボイス情報の登録)</p> <p>12-1 輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告を含む。以下この項において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書<u>（法第 68 条第 1 項に規定する仕入書をいう。以下同じ。）</u>をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録が行われた基となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面で提出することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p>	
<p>(指定地外貨物検査許可申請の受理及び添付書類等の提出)</p> <p>13-2 前項の規定により指定地外貨物検査許可申請がシステムにより受理された場合は「指定地外貨物検査許可申請控情報」（別紙様式M-449号）が申請者へ配信される。</p> <p>受理部門は、申請者に他所蔵置許可書等の資料等の提出を求め、審査を行った上、システムを通じて指定地外貨物検査許可申請審査終了の登録を</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p> <p>(指定地外貨物検査許可申請の受理及び添付書類等の提出)</p> <p>13-2 前項の規定により指定地外貨物検査許可申請がシステムにより受理された場合は「指定地外貨物検査許可申請控情報」（別紙様式M-449号）が申請者へ配信される。</p> <p>受理部門は、申請者に他所蔵置許可書等の添付書類等の提出を求め、審査を行った上、システムを通じて指定地外貨物検査許可申請審査終了の登録を</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>使うものとする。</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときの<u>関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</u></p>	<p>録を行うものとする。</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p> <p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、<u>航空貨物で審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告については、当該輸入申告等控情報を「輸入(納税)申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)</u>として出力し、当該輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付し、その他の輸入申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「<u>輸入申告番号等</u>」といふ。)を付記して、次に定めるところにより、<u>輸入申告(この章第7節の予備審査制による申告・申請を含む。)を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)への提出を求めるものとする。</u></p> <p>ただし、<u>航空貨物で簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告に係る添付書類等の提出については、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達 68-3-2(2)ロの規定による社内帳票等に相当する情報(以下「<u>社内帳票情報</u>」といふ。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月5日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合において、この限りでない。</u></p> <p>なお、この章第14節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった 輸入申告の場合</p> <p>航空貨物については、当該輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」として出力（以下この章において「輸入申告控」という。）し、当該輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び法 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。）を添付し、海上貨物については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、次に定めるところにより、輸入申告（この章第 7 節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）への提出を求めるものとする。</p> <p>なお、この章第 14 節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めないものとする。</p> <p>イ 提出期限</p> <p>輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）</p> <p>ロ 提出書類</p> <p>(イ) 輸入（納税）申告控の提出部数については、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税関控</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">会計検 査院用</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">調 査 通知用</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">保 稅 通知用</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">合 計 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">①有税品の場 合で、関税 率表 1 品目</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>△</u> <u>(注 1)</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>○</u></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>1 又は 2</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税関控	会計検 査院用	調 査 通知用	保 稅 通知用	合 計 部 数	①有税品の場 合で、関税 率表 1 品目	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>○</u>			<u>1 又は 2</u>	<p>足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。</p> <p>(1) 提出期限</p> <p>輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）</p>
区 分	税関控	会計検 査院用	調 査 通知用	保 稅 通知用	合 計 部 数								
①有税品の場 合で、関税 率表 1 品目	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>○</u>			<u>1 又は 2</u>								

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前
に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの					
②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	<u>△</u> (注 1) _	<u>△</u> (注 2) _	○		<u>1～3</u>
③減免税品の場合で保税部門に通知を必要とするもの	<u>△</u> (注 1) _	<u>△</u> (注 2) _		<u>△</u> (注 1) _	<u>0～3</u>
④上記①～③以外のもの	<u>△</u> (注 1) _	<u>△</u> (注 2) _			<u>0～2</u>
<p>(注 1) 航空貨物で、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）の場合</p> <p>(注 2) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合</p> <p>なお、石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定に係</p>					

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。</p> <p>(ロ) 法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税 関に提出すべきものとされている添付書類等（システムを利用して法 第 70 条の規定による証明が行われた場合における関税法基本通達 70 －3－1 に規定する許可書等を除く。）</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合 原則として輸入申告控及び添付書類等の提出を省略するものとする。た だし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付 記して、提出することを求めるものとし、この場合、チに掲げる輸入申 告については、税関が提出を求めた場合に提出期限を指定し、提出さ せるものとする。</p> <p>イ 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具 備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされてい る輸入申告 なお、他法令において非該当又は特例扱い等あることを税関に 証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸入申告を含 むものとする。</p> <p>ロ 定率法又は関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。）（以下「暫 定法」という。）その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免 除又は払戻しに関連して輸入申告（特例申告貨物に係る輸入申告を除 く。）の際に特定の書類の提出を必要とされている輸入申告</p> <p>ハ E P A 税率又は特恵税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証 明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨 物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物につ いては、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確 認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支 障があると認められる場合に限る。）</p> <p>ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要 する輸入申告（関税法基本通達 68－3－7 の方法により関税法施行令 (昭和 29 年政令第 150 号) 第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証 明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る 特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る</p>	<p>(2) 提出書類 イ 輸入（納税）申告控の提出部数については、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税関控</th> <th>会計検査院用</th> <th>調査通知用</th> <th>保税通知用</th> <th>合計部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては 200 万円）以上のもの</td> <td>△ (注 1)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>1 又は 2</td> </tr> <tr> <td>②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの</td> <td>△ (注 1)</td> <td>△ (注 2)</td> <td>○</td> <td></td> <td>1～3</td> </tr> <tr> <td>③減免税品の場合で保税</td> <td>△ (注 1)</td> <td>△ (注 2)</td> <td></td> <td>△ (注 1)</td> <td>0～3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数	①有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては 200 万円）以上のもの	△ (注 1)	○			1 又は 2	②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	△ (注 1)	△ (注 2)	○		1～3	③減免税品の場合で保税	△ (注 1)	△ (注 2)		△ (注 1)	0～3
区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数																				
①有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては 200 万円）以上のもの	△ (注 1)	○			1 又は 2																				
②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	△ (注 1)	△ (注 2)	○		1～3																				
③減免税品の場合で保税	△ (注 1)	△ (注 2)		△ (注 1)	0～3																				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前				
特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。)	部門に通知を必要とするもの	)	)	)	)
ホ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告（特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。）	④上記①～③以外のもの	△ （注 1）	△ （注 2）		0～2
ヘ 定率法第 9 条の 2 及び暫定法第 8 条の 6 に規定する関税割当制度を適用する輸入申告					
ト 会計検査院用として提出が必要な上記(1)ロ(イ)で定める区分の輸入申告					
チ その他税関長が特に必要と認める輸入申告					
<u>(3) 輸入申告控及び添付書類等の提出が省略される輸入申告について、輸入者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却することとなるので留意する。</u>					
(輸入申告の訂正)	(輸入申告の訂正)				
1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（専用口座振替方式による納付にあっては、システムに設定される口座ファイルからの引落し）までの間）に、法第 7 条の 14 第 2 項又は第 7 条の 16 第 4 項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通關予定蔵置場コード（同一の税關管轄内の場合を除く。）等は訂正できない	1-6 通關業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（専用口座振替方式による納付にあっては、システムに設定される口座ファイルからの引落し）までの間）に、法第 7 条の 14 第 2 項又は第 7 条の 16 第 4 項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通關予定蔵置場コード（同一の税關管轄内の場合を除く。）等は訂正できない				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p>	<p>ので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p>	
<p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸入申告等変更控情報」が配信された場合は、<u>簡易審査扱い（区分1）</u>であって輸入申告控及び添付書類等の提出が省略されるときを除き、航空貨物については、訂正後の輸入申告控及び添付書類等に、当初の輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）に係る輸入申告控及び納付書（当初輸入申告の際に納付方法として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、海上貨物については、添付書類等に訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、上記の納付書を添えて、直ちに通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸入申告等変更控情報」が配信された場合は、航空貨物については、訂正後の輸入申告控及び添付書類等に、当初の輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）に係る輸入申告控及び納付書（当初輸入申告の際に納付方法として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、海上貨物については、添付書類等に訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、上記の納付書を添えて、直ちに通關担当部門へ提出することを求めるものとする。</p>
<h2>第2節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</h2>	<h2>第2節 航空少額関税無税貨物の輸入申告</h2>
<p>(航空少額関税無税貨物の簡易通關扱い)</p>	<p>(航空少額関税無税貨物の簡易通關扱い)</p>
<p>2-1 輸入（納稅）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が 20 万円以下の航空貨物（次のいずれかに該当するものを除く。以下「航空少額関税無税貨物」という。）については、この節 2-2 及び 2-3 の定めるところにより、航空少額関税無税貨物の簡易通關扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、この限りでない。</p>	<p>2-1 輸入（納稅）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が 20 万円以下の航空貨物（次のいずれかに該当するものを除く。以下「航空少額関税無税貨物」という。）については、この節 2-2 及び 2-3 の定めるところにより、航空少額関税無税貨物の簡易通關扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、この限りでない。</p>
<p>(1) (省略)</p>	
<p>(2) <u>定率法若しくは暫定法又は法第3条ただし書の規定により関税が課されるもの</u></p>	<p>(2) <u>関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。）（以下「定率法」という。）、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。）（以下「暫定法」という。）又は法第 3 条ただし書の規定により関税が課されるもの</u></p>
<p>(3) (省略)</p>	
<p>(4) 定率法第 9 条の 2（暫定法第 8 条の 5 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）又は暫定法第 8 条の 6 の規定により関税割当制度の対象となるもの</p>	<p>(4) 定率法第 9 条の 2（<u>関税割当制度</u>）（暫定法第 8 条の 5 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）又は暫定法第 8 条の 6（<u>経済連携協定に基づく関税割当制度等</u>）の規定により関税割当制度の対象となるもの</p>
<p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>(5)～(8) (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3節 輸入（引取）申告	第3節 輸入（引取）申告
(輸入（引取）申告)	(輸入（引取）申告)
3－2	3－2
(1) 特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。）が行う特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る <u>仕入書等</u> については、この章第 1 節 1－4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、 <u>仕入書等</u> の提出を省略できるものとする。	(1) 特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）が行う特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る <u>仕入書</u> については、この章第 1 節 1－4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、 <u>仕入書</u> の提出を省略できるものとする。
(2) 特例輸入者又は特例委託輸入者が、法第 67 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。	(2) 特例輸入者が、法第 67 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。
第4節 特例申告	第4節 特例申告
(特例申告控等の提出)	(特例申告控等の提出)
4－6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。	4－6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。
(1) 次に掲げる場合にあっては、前項において配信される <u>特例申告控</u> を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納	(1) 次に掲げる場合にあっては、前項において配信される <u>特定申告控</u> を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>期限延長申請控兼用)」 イ及びロ (省略) (2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>5-5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第 1 節 1-6 の規定を準用することとし、この場合、検査扱い（区分 3）となった場合を除き、通関担当部門への訂正後の輸入申告控及び添付書類等並びに当初の輸入申告に係る輸入申告控及び納付書の提出は求めないものとする。</p>	<p>期限延長申請控兼用)」 イ及びロ (同左) (2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>5-5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第 1 節 1-6 の規定を準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>7-5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合は、予備審査を受けるため、航空貨物については、通関業者等に配信された当該輸入申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告等に係る添付書類等を添付するものとし、海上貨物については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとする。提出部数については、この章第 1 節 1-4（同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。）の規定に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>7-5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合は、予備審査を受けるため、航空貨物の予備申告等については、通関業者等に配信された当該輸入申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告等に係る添付書類等を添付するものとし、その他の予備申告等については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとする。提出部数については、この章第 1 節 1-4（同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。）の規定に準じるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 14 節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出</p> <p>(インボイス・パッキングリスト情報の登録)</p> <p>14-1 輸入申告（輸入（引取）申告及び予備申告等を含む。）、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書に代わる書類又は包装明細書をシステムに登録して当該申告又は申請</p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出</p> <p>(インボイス・パッキングリスト情報の登録)</p> <p>14-1 輸入申告（輸入（引取）申告及び予備申告等を含む。）、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書に代わる書類（関税法基本通達 68-3-2(1)に規定する仕入書に代わ</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録情報に関する書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類の提出を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うこととする。</p> <p>また、<u>仕入書は荷送人が荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類であるため、輸入者が所有する仕入書（書面）については当該業務によることなく書面により提出することとする。</u></p>	<p><u>る書類をいう。以下この節において同じ。）又は包装明細書をシステムに登録して当該申告又は申請において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p>なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録情報に関する書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類の提出を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うこととする。</p> <p>また、<u>関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 60 条第 2 項の規定により、仕入書は仕出国において作成される必要があるため、輸入者が所有する仕入書（書面）については当該業務によることなく書面により提出することを求める</u>こととする</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
(別表)	(別表)																
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧																
【監視関係】 (省略)	【監視関係】 (同左)																
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】 (省略)	【通關・收納・評價・關稅鑑查官・通關業監督官關係】 (同左)																
【保税関係】	【保税關係】																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>外国貨物亡失届出 (<u>特例輸出貨物</u>)</td><td>関法第 67 条の 5 関令第 59 条の 11 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 67 の 5-1 (関基 45-3 を準用)</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	外国貨物亡失届出 ( <u>特例輸出貨物</u> )	関法第 67 条の 5 関令第 59 条の 11 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 67 の 5-1 (関基 45-3 を準用)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手續名稱</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>外國貨物亡失届出 (<u>特定輸出貨物</u>)</td><td>關法第 67 条の 12 關令第 59 条の 13 (關令第 38 条の 2 を準用) 關基 67 の 12-1 (關基 45-3 を準用)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	手續名稱	根拠法令等	(同左)	(同左)	外國貨物亡失届出 ( <u>特定輸出貨物</u> )	關法第 67 条の 12 關令第 59 条の 13 (關令第 38 条の 2 を準用) 關基 67 の 12-1 (關基 45-3 を準用)	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																
(省略)	(省略)																
外国貨物亡失届出 ( <u>特例輸出貨物</u> )	関法第 67 条の 5 関令第 59 条の 11 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 67 の 5-1 (関基 45-3 を準用)																
(省略)	(省略)																
手續名稱	根拠法令等																
(同左)	(同左)																
外國貨物亡失届出 ( <u>特定輸出貨物</u> )	關法第 67 条の 12 關令第 59 条の 13 (關令第 38 条の 2 を準用) 關基 67 の 12-1 (關基 45-3 を準用)																
(同左)	(同左)																